平成２９年（フ）第５号
山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1363番地１
債務者　山本　晴代
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
山梨県甲府市西高橋町65番地　レヂデンスサガラＡ－204、前住所山梨県中央市上三條38番地18　アメニティハウスイトウ　102
債務者　飯島　和徳
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
長野県中野市中央３丁目１番33号
債務者　東　ひとへ
１　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９０号
名古屋市中村区十王町17番７号　第２三鈴ビル103号
債務者　俵谷　裕二
１　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０号
三重県伊賀市小田町399番地の１
債務者　種岡　秀美
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１１号
三重県伊賀市北山1316番地の３、住民票上の住所三重県名張市すずらん台西１番町61番地
債務者　稲増　　保
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１２号
三重県名張市すずらん台東２番町186番地
債務者　家里　昌輝
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１３号
三重県名張市すずらん台東２番町186番地
債務者　家里　由子
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第４４０号
兵庫県加古川市別府町別府651番地
債務者　西口　唯香
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４６号
兵庫県高砂市高砂町松波町440番地の31　県営松波団地２号棟202号
債務者　熊野　好彦
１　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７７４号
広島市中区江波西１丁目17番６号
債務者　菅田　道子
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４１号
広島市南区東雲本町１丁目３番22―202号
債務者　山村　隆育
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４２号
広島市南区東雲本町１丁目３番22―202号
債務者　山村小夜子
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６号
広島市中区大手町５丁目19番２－402号
債務者　本多　潤一
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７９号
広島市南区東雲１丁目20番23―404号
債務者　岩本砂由利（旧姓石澤）
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５号
山口県長門市油谷向津具下1841番地
債務者　平岡　伸一
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第１３号
福岡県久留米市諏訪野町1926番地１　第16上野ビル105号
債務者　福田　雅勇（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成29年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１５号
福岡県久留米市長門石４丁目６番９－28号
債務者　米光　仁美
１　決定年月日時　平成29年２月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部